

## 建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年北海道規則67号。以下「細則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 登録資格者講習修了書等

細則第2条第1項第1号に規定する登録資格者講習修了書等は、次に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 省令第10条第1項第9号に規定する修了証明書の写し又はこれに類する書類
- (2) 平成25年10月29日国土交通省告示第1057号に適合することが確認できる書類

### 第3 知事が適切と認めた者

細則第3条第1項第1号、第4条第2項第1号及び第5条第1項第1号に規定する知事が適切と認めた者は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会とする。

### 第4 建築士が証する書類

細則第4条第1項第1号及び同条第3項第1号に規定する建築士が証する書類は、二級建築士が証する場合にあっては建築士法（昭和25年法律第202号。以下「士法」という。）に規定された二級建築士が設計できる建築物、木造建築士が証する場合にあっては士法に規定された木造建築士が設計できる建築物に限る。

### 第5 その他知事が必要と認める書類

細則第2条第1項第2号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 代理者によって報告を行う場合にあっては当該代理者に委任することを証する書類（以下、「委任状」という。）
- 2 細則第3条第1項第2号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
    - (1) 現地調査票
    - (2) 省令第28条第1項の表の（い）項に規定する図書
    - (3) 代理者によって申請を行う場合にあっては委任状
  - 3 細則第4条第1項第2号及び同条第3項第2号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
    - (1) 建築士が証する書類を添付する場合にあっては建築士が確認した図面、構造計算書、その他確認した内容が記載された書類とする。
    - (2) 代理者によって申請を行う場合にあっては委任状
  - 4 細則第4条第2項第3号及び第5条第1項第3号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 省令第33条第1項に規定する図書
- (2) 代理者によって申請を行う場合にあっては委任状

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。